

青島日本人学校保護者会規則

平成22年11月改正

第1章 名 称

第1条 本会は、青島日本人学校保護者会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、会員が相互に協力し合い、連絡、協議し、児童・生徒の教育を高めるために、青島日本人学校に対し側面的な援助をすること及び会員相互の親睦と教養研究を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会会員は、青島日本人学校に在籍する児童・生徒の父母（以下「保護者」という）とする。

第4章 役 員

第4条 本会は、下記の役員を置く。

(1) 本部役員

会 長 : 1名

副会長 : 2名

書 記 : 1名

会 計 : 1名

広 報 : 2名

会計監査 : 1名

本部役員の兼任は認めない。

(2) 学年代表委員

小学部 : 各学年 1名

中学部 : 各学年 1名

(1) (2) 共に派遣教員の家族は選出対象から免除される。

第5条 本部役員は年度末に選任され、4月1日に就任する。その際、直近の総会で承認されるものとする。

第6条 役員の任期は一年とし、再任は妨げない。また年度途中で欠員が出た場合は補充する役員を新たに選任し、その任期は前任者の残存期間とする。なお、前年度の役員は4月の定期総会までの期間、必要に応じて運営・実務の補佐を行う。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、年1回の総会及び適宜集会を召集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会長業務を代行する。
- 3 書記は、集会及び各種会合の書記業務を行う。
- 4 会計は、本会の全ての経理業務を行う。
- 5 会計監査は、年度末、および必要に応じて会計監査を実施し、総会にて監査報告を行う。
- 6 役員は、必要に応じて役員会を開き、本会運営を遂行する。

第5章 活 動 方 針

第8条 本会は、前記の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- 1 学校及び学校運営理事会との連絡を密にし、校務の実施に協力する。
- 2 学校及び学校運営理事会との連絡を密にし、教育効果の促進に努める。
- 3 その他、前記の目的を達成するために必要と認められる活動を行う。

第6章 会 計

第9条 本会を運営するための基金として、各保護者は下記に定める会費を定められた納期までに納付しなければならない。

- 1 通常会費（各学期毎、年度始めに一括納入）

学期の途中で入会した場合にもその学期分全額納める。

学期の途中で退会した場合には在籍しない学期分を返金する。

- 2 臨時会費（その都度納入）

なお、通常会費の金額は、年度予算に計上し、総会で審議、承認されるものとし、臨時会費は、必要に応じその都度役員会にて決定する。

第10条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、会計年度終了後から第一回定期総会までの期間は新年度の暫定期間とする。

第7章 総 会

第11条 総会は、本会の最高決定機関とする。

定期総会は、原則として毎年1回、4月に開催する。

また、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第12条 定期総会においては、次の事項を審議、承認する。

- 1 前年度の活動報告
- 2 前年度の決算報告並びに会計監査報告
- 3 新年度の年度活動計画並びに予算案
- 4 その他の本会活動計画並びにその他必要と思われる事項

第13条 総会及び臨時総会の議長は、会員の中から選出する。

第14条 総会の定足数は、会員の3分の2以上とし、議決は出席会員数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
また、会長は必要に応じて、欠席者に対し委任状の提出を求めることができる。

第8章 本部役員会並びに役員会

第15条 この会に本部役員会および役員会を置く。

第16条 本部役員会は、本部役員をもって構成し、各種原案の作成、緊急事項の処理にあたる。

第17条 役員会は、本部役員、学年代表委員をもって構成し、必要あるたびに開催し会の運営にあたる。

第9章 慶弔対応規定

第18条 本会の慶弔対応規定を別表のとおり定める。
当該規定の、制定、変更は役員会が行うものとし、総会に報告しなければならない。

第10章 改正

第19条 本会規則の改正は、総会の承認を得なければならない。

付則・改訂 平成16年4月1日制定
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正・別紙付則追加
平成21年4月1日改正
平成22年11月23日改正

慶弔対応規定

- 第1条 本規定は、本会の会員、青島日本人学校の児童生徒および教職員の慶事、弔事、見舞い等の事由のあった場合それぞれの意を表するものとする。
- 第2条 本規定についての支出金は一項目につき500円を限度とし、保護者会会計慶弔費より支出する。
- 第3条 対象者が既に帰国しているなど、支出した慶弔費の受け渡しが困難になった場合は、全額会計に返納する。
- 第4条 慶弔費支出項目は下記の通りとし、相当の金品を贈り、慶弔の意を表す。
- 1 (慶事) 教職員の結婚
 - 2 (弔事)・児童生徒の死亡
 - ・教職員およびその配偶者の死亡
 - ・会員の死亡
 - 3 (離任) 教職員の離任
- 第5条 この規定によりがたい場合は、本部役員会で協議し、適宜対応する。

付則・改訂 平成16年4月1日制定
平成21年4月1日改正